

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 社会保険労務士の電子署名による代理申請の際の使用者の電子署名等の省略

労働基準法及びこれに基づく命令における各種届出等について、社会保険労務士等が使用者に代わってその提出に関する手続を電子申請により代行する場合には、当該使用者の電子署名及び電子証明書については、委任状など、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることを証明する書類の添付をもって省略できるものとする。

第二 附則

この省令は、平成二十九年十二月一日から施行すること。